

令和 7 年 第 1 2 回浅口市農業委員会議事録

令和 7 年 1 2 月 1 5 日浅口市役所 3 階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 1 2 名			農地利用最適化推進委員 1 3 名		
議席番号	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
1	大 橋 繁 雄	出	金光 1	瀬 良 哲 哉	出
2	渡 邊 清 志	出	金光 2	藤 丘 廣 志	出
3	友 田 陽 勝	出	金光 2	安 田 文 彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光 3	荒 木 秀 樹	出
6	川 崎 英 俊	出	金光 3	菰 口 清 司	出
7	柚 木 栄 蔵	出	鴨方 1	吉 川 孝 之	出
8	吉 田 潤 市	出	鴨方 1	杉 本 正 彦	出
9	虫 明 伸 吾	出	鴨方 2	瀬 嶋 富士夫	出
1 0	平 田 信 二	出	鴨方 2	虫 上 行 治	出
1 1	渡 邊 豊	欠	鴨方 3	山 下 善 弘	出
1 2	齋 藤 孝 実	出	鴨方 3	山 下 眞 治	出
1 3	岡 田 直 樹	出	寄島 1	中 濱 稔 文	出
			寄島 2	大 島 明 敏	出

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭

書記 古城 章弘

説明のため出席した者の氏名

産業建設部産業振興課 課長補佐 松本 定延

会議に付した議案等

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議 事

議案第 4 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 2 号 農用地利用集積等促進計画について

議案第 4 3 号 浅口農業振興地域整備計画の変更について

議案第 4 4 号 農業委員会委員の辞任について

日程第 4 報告事項

報告第 1 5 号 農地法第 1 8 条の規定等による合意解約通知について

日程第 5 その他

- ・ 次回の委員会（令和 8 年 1 月 1 5 日（木））

議 長	開会（午後１時３０分） それでは、定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。
	年末で大変慌ただしいんですが、またインフルエンザが大変流行しとります。十分気をつけていただいて、お正月を迎えるようにしてください。
	それでは、早速ですが、本日も慎重審議にご協力をお願いします。
	これより令和７年第１２回浅口市農業委員会を開催します。
	ただいまの出席委員は１１名で、定足数に足りております。また、推進委員は１２名の参加であります。ちょっと大島委員がちょっと遅れてくるそうですが、来られたら１３名になります。
	会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。
	日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
	本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１２番齋藤委員、１３番岡田委員を指名します。
	日程第２、会期の決定についてを議題とします。
	会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。
	日程第３、議事に移ります。
	なお、１１番渡邊豊委員から欠席の連絡を受けています。補足説明は担当地区の推進委員からしていただきたいと思います。
	議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
	それでは、６６０番、６６１番の件について関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は２ページになります。
	議案第４０号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年１２月１５日提出。
	まず、番号６６０、土地の所在地は、寄島町です。畑、８４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
	続いて、番号６６１、土地の所在地は寄島町です。畑、５５平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	地図のほうにつきましては、１ページ、２ページをお開きください。
	ご近所的には〇〇〇〇があるんですけども、〇〇〇〇から北に約１００メートルほどに位置したところであります。このたび譲受人のほうが中古住宅を購入されるということで、それに付随して土地が２筆ついているということで同時購入をされると

	ということで、譲渡し人の方も〇〇〇〇ということで、今遠くてもう耕作もできない、手放したいといった状況であったというふうに聞いております。取得後につきましては家庭菜園等を家族で楽しみながら、自分でしながら暮らしたいというふうなことを聞いております。特に問題はなかろうかと思います。 以上です。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６６０番、６６１番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６６５番、６６６番の件についても関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	まず、番号６６５、土地の所在地は、寄島町です。田、５９０平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。 続きまして、番号６６６、土地の所在地は、全て寄島町です。番号６６６－１、田、４２０平米、番号６６６－２、田、７２２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明をお願いします。
委 員	引き続きよろしくお願いします。
	地図のほうにつきましては、３ページから５ページ、６ページにわたっております。 この譲受人の方がお一人で、物件が２筆、３つということにわたっております。まず、６６５番の位置ですけれども、こちらはの間皆さんに研修に来ていただきましたレモンの栽培地にほど近いところになるんですけれども、こちらは〇〇〇〇ということになります。それから、お開きいただいて５ページ、６ページになりますけれども、少し南へ寄ったあたりに集落でいきますと〇〇〇〇といった集落があります。こちらのほうの物件の申請が２筆上がっております。いずれにいたしましても、この３つの土地なんですけれども、譲渡し人のほうが遠くて管理ができない、いわゆる耕作放棄地的なものでございまして、譲受人の方は、今レモンの栽培とか耕作放棄地に非常に熱心に取り組んでおられる方、今回こういった生い茂っている耕作放棄地を何とか自分の手でもってよみがえらせてレモンの栽培を行いたいといった意欲も持たれておりまして、引き続き管理をしたいということでの取得であります。特に問題はなかろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声

議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６６５番、６６６番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６６７番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６６７、土地の所在地は、全て鴨方町地頭上です。番号６６７－１、畑、０．６２平米、番号６６７－２ほかといたしまして、畑、１筆、２９５平米、田、１筆、５１７平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木です。
	地図は、７ページ、８ページとなります。
	先月もこの２人はちょっと申請されて、ちょっと今の持ち主が高齢になって施設へ入って、奥さんも入院、娘さんが県北へ行つとるもんで管理ができないと、そういう格好で、ずっとこの２人で話がついて、全部譲り渡すという格好になってます。問題ないと思いますから、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６６７番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
委 員	ありがとうございます。
議 長	続きまして、６６９番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６６９、土地の所在地は、鴨方町深田です。田、８６１平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、６番川崎委員、補足説明をお願いします。
委 員	６番川崎です。
	地図のほうは、９ページ、１０ページになります。
	場所としましては、〇〇〇〇の前を西へ５０メートルから６０メートル行ったところにあります。ちょうどこの土地は以前から管理はされてたといいますか、管理というよりも草をずっと刈られてたという感じで存在してた土地なんですけど、どうにももう管理ができないということで、それでちょうどこの買われるほうの、譲り受けるほうのご自宅の前ですので、ちょうど管理もできるし、あとそこに果樹を植えたいということで耕作の意欲もありましたので、何も問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

	します。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６６９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６７１番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６７１、土地の所在地は、全て鴨方町小坂西です。番号６７１－１、田、５９０平米、番号６７１－２ほかといたしまして、田４筆、５３５．５２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。
議 長	次に、９番虫明委員、補足説明をお願いします。
委 員	９番虫明です。
	地図は、１１ページから１４ページまでになります。
	場所は、〇〇〇〇から１００メートルほど北へ行ったところと、それから２００メートルか３００メートル行ったところの北に行ったところにあります。全部田んぼです。もう田んぼもきれいにつくられておって、もう別段問題はないと思います。よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	それじゃ、質疑なしと認めます。
	それでは、６７１番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６７４番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６７４、土地の所在地は、全て金光町地頭下です。番号６７４－１、畑、３３３平米、番号６７４－２、畑、１２２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうで説明を行います。
	位置図は、１５、１６ページになります。
	〇〇〇〇から北へ５００メートルぐらい行ったところだと思います。譲受人は、この購入土地の道を挟んで反対側に住居を構えとんですが、もうすぐ何か定年になるというようなことで、その今買われるところはもうちゃんと草も刈ってきれいにしとります。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。
	ただいまの説明で、質疑はありませんか。

委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、６７４番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、６７５番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６７５、土地の所在地は、全て金光町上竹です。番号６７５－１、田、２４８平米、番号６７５－２、田、１、３１４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	１番大橋です。 地図は、１７、１８ページです。 場所は、〇〇〇〇からずっと北へ〇〇〇〇沿いにずっと上がったところ突き当たりに〇〇〇〇があります、〇〇〇〇からすぐ左へ５０メートルちょいぐらいでしょうか、そこを北へまた上がったところですよ。労力不足ということで、問題はないと思います。さらに、瀬良委員さんに補足説明をお願いします。
委 員	推進委員の瀬良です。私の土地の近くなんで、ちょっと補足させていただきます。 この土地は長らく耕作はされてませんで、譲渡し人のお父さんが草を刈って管理していたところですけど、お父さんが今年の春に亡くなられて、もう管理できんようになったということになっております。譲受人のほうで、このたび家屋敷と合わせて農地を取得されるということで、ちょっと確認したところ、農地についてはあまり積極的な栽培は行いませんが、農地として周囲のほうに迷惑がかからないように管理していくということでありましたので、特に問題ないかと思います。 以上です。
議 長	ただいまの説明で、質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、６７５番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、６７６番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６７６、土地の所在地は、鴨方町本庄です。番号６７６－１、田、２６９平米、番号６７６－２ほかといたしまして、畑２筆、２０９平米、田、１筆、８２２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に７番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員	7 番柚木です。 地図は、19 から 22 ページです。 これ、この土地は3年前にちょっとこの〇〇〇〇さんが相続して、それで耕作しよう思うんじゃないけど、やっぱりこの地域に通うのはちょっと女性ではできないと、道も狭いもんですから、それで今回労力不足によるし、そういう格好で話がついたらしいです。別段問題ないです。ですから、よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、676 番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、677 番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号677、土地の所在地、は鴨方町六条院西です。畑、240 平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、10 番平田委員、補足説明をお願いします。
委 員	10 番平田です。前回は大変申し訳ございませんでした。 第677 番、地図の位置は、23、24 ページです。 場所は、〇〇〇〇沿いの〇〇〇〇の裏の約100メートルあたりのところです。目的、理由は、近隣の方が農地として利用するために譲り受けました。農作物の栽培をするそうです。代理申請者に農地として農作物を栽培しますという確認を得ました。特に問題はないように思われます。この件について、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、677 番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、679 番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号679、土地の所在地は、鴨方町六条院中です。畑、444 平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、山下眞治推進委員、補足説明をお願いします。
委 員	渡邊委員に代わりまして、説明させていただきます。

	地図は、２５、２６ページです。
	場所は、〇〇〇〇から東に約１５０メートルぐらいのところになります。譲受人さん、住宅とそれから家庭菜園ができる土地を探していて、今回のこの場所、ヒットしたそうです。特に何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６７９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６８２番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６８２、土地の所在地は、全て金光町大谷です。番号６８２－１、田、２７８平米。番号６８２－２、田、１７１平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いします。
議 長	次に、５番古城委員、補足説明をお願いします。
委 員	地図のほうで、２７ページ、２８ページとなります。
	位置的には、〇〇〇〇のちょうど東側、〇〇〇〇が道の北にあり、その反対側ということになります。現状、この細長い〇〇〇〇というのは野菜をちょっとつくっとるみたいな感じで、ほんで〇〇〇〇というのはくずがまかれたような状態で、現状はそういうふうになっております。周りは野菜とかつくっておられるような状態で、本人に確認しましたところ、譲り受けた後農業をするということだったんで、そのようにご報告いたします。
議 長	以上ですね。
	ただいまの説明で、質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認め、それでは、６８２番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第４１号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。
	６５９番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局	４ページになります。
	議案第４１号農地法第５条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年１２月１５日提出。
	番号６５９、土地の所在地は、全て鴨方町六条院中です。番号６５９－１、田、４７２平米、番号６５９－２、田、１，０１６平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、駐車場兼運動場兼実習場。施設の概要は、〇〇〇〇。農

	地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、10番平田委員、補足説明をお願いします。
委 員	第659番、地図の位置は、ページ29、30です。
	場所は、〇〇〇〇から西に100から200メートルのところにあります。鴨方西の信号を左折、南方向に道なりに500メートルぐらいのところにあります。目的、理由としては、田を転用し駐車場等にするようです。譲受人が駐車場を増やす目的で、〇〇〇〇から近くて、そこに計画されたそうです。周辺対策としては、土木委員、水利委員の承諾も得ており、計画されております。周りの状況から特に問題はないように思われます。この件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、659番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、662番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号662、土地の所在地は、全て金光町占見です。番号662-1、田、702平米、番号662-2ほかとして、田4筆、4,827平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、分譲宅地。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地ほかです。
	本件ですが、許可適当と認められた場合は、3,000平米を超える案件であるため、農地法の規定により次回岡山県農業会議常設審議委員会へ許可適当の意見を付して諮問いたします。同委員会での確認等を経て許可が適当と認められた場合に、許可書を交付します。許可日は県による開発行為の許可日と同日となります。
	以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員であります私のほうで補足説明をさせていただきます。
	位置図は、31、32ページになります。
	場所は、〇〇〇〇がありますね、〇〇〇〇から北西へ300メートルぐらい行ったところになります。この5筆の中、耕作放棄地が4筆あって、草が生えとるような状態だったんですが、この譲受人は、この南側のほうで二、三年前から大型の分譲開発をした実績があります。それで、引き続いて同じ地区のこの〇〇〇〇地区となるんですが、そこの耕作放棄地等を分譲してやっていこうというふうに決めたそうです。地元の土木委員にも確認しています。特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、662番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、678番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号678、土地の所在地は、鴨方町六条院中です。畑、565平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、建て売り住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地ほかです。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、山下眞治推進委員、補足説明をお願いします。
委 員	場所は、地図33、34ページになります。 〇〇〇〇交差点から北東へ50メートルぐらいの場所になります。特に問題ないんですけど、地元の土木委員さんの承諾も得られてますし、被害防除計画書も適切に出されていますので、問題ないと思います。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、678番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。 続きまして、680番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号680、土地の所在地は、全て鴨方町六条院中です。番号680-1、畑、84.24平米、番号680-2、畑、573.86平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、山下眞治推進委員、補足説明をお願いします。
委 員	説明させていただきます。 場所は、地図は25、26ページ。 先ほど3条の申請にありましたところの隣接地となります。3条申請のところの隣に住宅を建てるということで、特に何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、680番の件についてご異議はありませんか。

委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６８１番の件について事務局の説明を求めます。
議 長	番号６８１、土地の所在地は、鴨方町六条院中です。畑、２７１平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人も、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１０番平田委員、補足説明をお願いします。
委 員	第６８１番、地図の位置は３５ページ、３６ページです。
	場所は、〇〇〇〇より東へ１５０メートルぐらいのところ。目的、理由としては、この場所を選択したのは両親の協力や勤務先に近いということです。結論といたしまして、現況では周辺対策として水利委員や土木委員の了解を得ており、接道義務も果たしております。特に問題はないように思われます。この件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６８１番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第４２号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案書５ページになります。
	議案第４２号農用地利用集積等促進計画について。令和７年１２月１５日提出。
	それでは、説明いたします。
	番号２７、この１件について、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。権利の設定を受ける者は１名、農地は１筆、更新で、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。契約期間は１０年以内が１件になります。
	次に、６ページになりますが、（１）地目別設定面積については、田、５９８平米です。
	以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件についてご異議はありませんか。

委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。
	それでは、続きまして議案第４３号浅口農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。
事務局	事務局の説明を求めます。
	浅口農業振興地域整備計画の変更について。
	議案書は別冊になります。
	議案第４３号浅口農業振興地域整備計画の変更について。令和７年１２月１５日提出。
説明者	説明につきましては、産業振興課の担当が行います。
	それでは、お願いします。
	失礼します。産業振興課松本と申します。
	今日は、産業振興課から農振計画の変更について説明させていただきます。
	農振計画の変更に際しまして、農振法施行規則の規定により、市長から農業委員会へ意見を求めるものでございます。
	議案書をご覧ください。
	まず、現在の農用地等利用計画総面積は４６１．３ヘクタール、転用計画等に伴い農振除外の申請があったもの１件、計０．１ヘクタール、編入面積はゼロ。変更後の総面積は４６１．２ヘクタールです。
	１枚めくってください。ここに一覧を掲載しています。
	次のページは、全体の位置図になります。
	めくってください。個別の説明をします。
	番号１、土地の所在地は、寄島町です。除外面積、畑、１筆、合計４０３平方メートル。なお、１０月２９日、備中県民局産業振興課で現地を確認し、農振除外の要件を満たしていると考えられるため、農振除外はやむを得ないものと判断し、県との連絡調整を図ったものであります。
	以上でございます。
議 長	それでは質疑に入ります。
	質疑はありますか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件についてご異議はありますか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。
委 員	続いてなんですけど、この担当エリアというのは私担当なんですけれども、今日この資料を見て初めて分かったんです、大分。それで、対応できないんですよ、情報をいただくと、もしほかの委員の方から言われたときに、私対応し切れないんですよ。だから、もしこういったものが事前でもいいですから提出されたら、まず連絡い

	ただけませんか。
委 員	だから、今私が持ってる資料というのは、これを持っとったんで、これで何か言われたときには対応しようと思って一生懸命会議の中で考えとったんですけども、ぜひこれはお願いですんで、連絡ください。でないと対応できませんから、お願いします。
説明者	地番等、場所とか入れる、事前に分かるものは早めにお知らせしたいと思います。
委 員	よろしくお願いします。
議 長	ほかにはありませんか。
	ないようですので、ここで産業振興課の担当職員の方は退席をいたします。ありがとうございました。
	続きまして、追加議案があります。
	議案第４４号農業委員会委員の辞任についてを議題とします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	すみません、本日会議始まる直前ですが、机のほうに配らせていただきました追加議案です。１枚物です。
	議案第４４号農業委員会委員の辞任について。令和７年１２月１５日提出。
	令和７年１２月５日付で、１１番渡邊豊委員から委員辞職願が提出されました。辞任の理由としては、〇〇〇〇により農業委員会委員の職務の継続が困難と認められるためということです。辞任日は、令和７年１２月３１日になります。経緯といたしましては、〇〇〇〇、渡邊委員は農業委員としての職務の継続が難しいと判断され、辞任願を提出されたものです。
	農業委員会等に関する法律第１３条第１項で、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができると規定されていることから、このたび議案を提出させていただいております。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、辞任に同意することに決定いたします。
	新たな委員の選任については、今後の流れについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	今後の流れにつきましては、市長からは辞任について同意をいただいておりますので、本日農業委員会の同意もいただきましたので、委員の辞任ということになります。
	次に、委員に欠員が生じたので、募集を行おうと思います。公募により募集

	し、ホームページ、市内回覧でお知らせし、期間をおおむね1か月間程度設けます。期間終了後に農業委員候補者評価委員会を実施し、候補者を選定します。その後、市議会に候補者の同意議案を提出し、議会の同意を得て、市長から任命される流れになります。時期につきましては、早くて6月議会に議案を提出し、7月に市長からの任命になろうかと考えております。なお、新しく農業委員になられる方は、渡邊豊委員の残任期間が任期となりますので、令和9年7月31日までになります。新たな委員の任命までは、欠員の状態になります。 以上です。
議 長	ほかの委員の皆様にもこのように欠員が生じている状況ですので、委員会の円滑な運営を維持するためにもご協力のほうをお願いできればと思っています。よろしくお願いします。 続いて、日程第4、報告事項に移ります。 報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。
事務局	事務局の説明を求めます。 議案書は7ページになります。 報告第15号農地法第18条の規定等による合意解約について。令和7年12月15日提出。 番号664、金光町上竹、田、1,411平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和7年10月31日、引渡し年月日は令和7年11月30日です。 続いて、番号670、鴨方町小坂西、田、590平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和7年11月1日、引渡し年月日は令和7年11月30日です。 以上になります。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたということにいたします。 日程第5、その他に移ります。 事務所から報告等がありましたらお願いします。
事務局	①農地パトロールと意向調査について ②令和8年の日程表について ③女性農業委員の登用促進及び地域実態調査アンケートについて ④女性農業者によるイベント開催の案内について ⑤次回の農業委員会について
議 長	ほかには何かありますか。
委 員	なし声

議 長

ほかにはないので、本日の委員会は移譲で閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後２時４３分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月15日

浅口市農業委員会 会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨